

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【公表番号】特表2001-520118(P2001-520118A)

【公表日】平成13年10月30日(2001.10.30)

【出願番号】特願2000-516788(P2000-516788)

【国際特許分類】

B 08 B	3/08	(2006.01)
C 09 D	9/00	(2006.01)
C 11 D	7/26	(2006.01)
C 11 D	7/32	(2006.01)
C 11 D	7/50	(2006.01)
G 03 F	7/42	(2006.01)

【F I】

B 08 B	3/08	Z
C 09 D	9/00	
C 11 D	7/26	
C 11 D	7/32	
C 11 D	7/50	
G 03 F	7/42	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成21年1月21日(2009.1.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

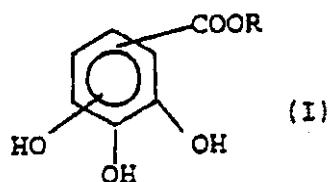
【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】少なくとも10重量%の水、水溶性極性溶媒及び有機アミンの混合物から成る剥離及び清浄用組成物であって、次の一般式

【化1】



(式中のRは低級アルキル又は水素である)を有する腐食抑制剤との混合物から成ることを特徴とする剥離及び清浄用組成物。

【請求項2】前記腐食抑制剤が、0.1~10重量%を構成することを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項3】10~20重量%の水を含むことを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 4】 5重量%までのアントラニル酸を含むことを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 5】 前記極性溶媒が、ジメチルスルホキシドであることを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 6】 前記極性溶媒が、ジメチルアセトアミドであることを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 7】 前記極性溶媒と前記有機アミンが同一であることを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 8】 前記抑制剤が、アントラニル酸を含むことを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 9】 請求項1記載の剥離及び清浄用組成物をコートedd基材に塗布し、前記組成物を前記コートedd基材上に残留させ、前記コートedd基材から被膜を除去する工程から成ることを特徴とするコートedd基材から被膜を除去する方法。

【請求項 10】 請求項3記載の剥離及び清浄用組成物をコートedd基材に塗布し、前記組成物を前記コートedd基材上に残留させ、前記コートedd基材から被膜を除去する工程から成ることを特徴とするコートedd基材から被膜を除去する方法。

【請求項 11】 請求項7記載の剥離及び清浄用組成物をコートedd基材に塗布し、前記組成物を前記コートedd基材上に残留させ、前記コートedd基材から被膜を除去する工程から成ることを特徴とするコートedd基材から被膜を除去する方法。

【請求項 12】 前記水溶性極性溶媒が、プロピレングリコール、グリコール、グリセロール、ポリエチレングリコール、ジメチルスルホキシド、ブチロラクトン、グリコールエーテル、テトラヒドロフラン、ジエチレングリコールモノアルキルエーテル、エチレンジアミン、エチレントリアミン、ジメチルアセトアミド及びそれらの混合物からなる群から選択される少なくとも1つであることを特徴とする請求項1記載の剥離及び清浄用組成物。

【請求項 13】 58～63重量%のN-モノエタノールアミン、30～40重量%のジメチルスルホキシド、1～4重量%の没食子酸及び残りは水から成る剥離及び清浄用組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

本発明に使用できる極性溶媒は、限定ではないが、水、多価アルコール、例えば、プロピレングリコール、グリコール、グリセロール、ポリエチレングリコール、等、ジメチルスルホキシド(DMSO)、ブチロラクトン、グリコールエーテル、N-アルキルピロリドン、例えば、N-メチルピロリドン、テトラヒドロフラン(THF)、ジエチレングリコールモノアルキルエーテルを含むグリコールエーテル、エチレンジアミン、エチレントリアミン、ジメチルアセトアミド(DMAC)、等を含む。